

吉野川市運送事業者等支援事業 Q&A

1. 申請について

Q 1. 申請書の様式について（配布方法・配布場所）

A 1. 本支援金における申請書兼請求書（様式第1号）、誓約書兼同意書（様式第2号）支給対象車両一覧（様式第3号）は市ホームページからのダウンロード、もしくは市役所商工観光課、各支所（川島、山川、美郷）に設置しています。

Q 2. 申請手続き（受付期間・提出方法）

A 2. 受付期間は、令和4年11月15日（火）から令和5年1月31日（火）まで（当日消印有効）です。新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則郵送による提出をお願いします。

Q 3. 申請書兼請求書へ記入する銀行口座

A 3. 法人の場合は法人の代表者名義、個人事業主の場合は本人名義の口座を記入してください。

Q 4. 申請の審査及び支給

A 4. 受付順に審査し、審査結果に応じて、吉野川市運送事業者等支援金支給可否決定通知書（様式第4号）を送付します。支援金の支給は令和5年2月以降を予定していますが、申請状況によって順次、支給します。ただし、予算の範囲内で支給するため、申請者数に基づき支給額は減額する場合があります。

Q 5. 申請者の押印は本社の押印ですか？（法人の場合）

A 5. 営業所の押印でも構いません。

2. 支援金について

Q 1. 支援金給付の上限額はありますか？

A 1. 1事業者あたりの上限額50万円です。ただし法人の代表者が市外に住所を有する事業者及び個人事業者が市内に住所を有し、市外で営業する事業者の支給金額は、1/2の金額となり、1事業者あたりの上限額も1/2の金額で25万円になります。

Q 2. 国や県、市町村の他の補助金との併給は可能でしょうか？

A 2. 国・県・市町村の給付金、補助金については、それぞれの支給要件で、他の給付金、補助金との併給を禁止していなければ重複して申請することができます。

3. 対象者について

Q 1. 法人の支給要件

A 1. 市内に本社・支社または営業所等がある場合は支給対象になります。

Q 2. 個人事業者の支給交付要件

A 2. 住民票が市内にある方で、市内、市外で事業を営む事業者が対象となります。住民票が市外にあり、市内で事業を営む事業者は対象となりません。

Q 3. 令和4年11月1日以降に開業した場合は対象になりますか？

A 3. 対象となりません。

Q 4. 休業中又は廃業済みの場合は対象になりますか？

A 4. 対象外です。本事業は現在営業中であり、今後も事業を継続し、支援金を活用する事業者を対象としています。

Q 5. 事務所や自宅（個人事業主の場合）は、「営業所」に該当しますか？

A 5. 運輸局または公安委員会に、当該箇所を営業所として申請・届出している場合は該当します。

Q 6. 同一人物が代表を務める別々の法人で、市内にそれぞれの法人の事業者がある場合申請できますか？

A 6. 代表者が同一であっても法人としては別々なので、それぞれの法人で申請できます。

Q 7. 個人事業主で、複数の事業所（市内、市外）を展開している場合は事業所の数だけ申請できますか？

【例1】

個人事業主が市内営業所で管理している貨物自動車運送事業車両（貨物軽自動車）を5台使用し、また市外営業所で管理している貨物自動車運送事業車両（貨物軽自動車）を5台使用している場合

$$\begin{array}{l} \text{市内営業所で管理している車両} \qquad \qquad \qquad \text{市外営業所で管理している車両} \\ (\text{貨物軽自動車1台あたり3万円} \times 5\text{台}) + (\text{貨物軽自動車1台あたり3万円} \times 5\text{台} \times 1/2) \\ = 22\text{万}5\text{千円} \end{array}$$

【例2】

個人事業主が市内営業所で管理している自動車運転代行車両を5台使用し、またA市営業所で管理している自動車運転代行車両を5台使用し、さらにB市営業所で管理している自動車運転代行車両を5台使用している場合

$$\begin{array}{l} \text{市内営業所で管理している車両} \qquad \qquad \qquad \text{A市営業所で管理している車両} \\ (\text{貨物軽自動車1台あたり3万円} \times 5\text{台}) + (\text{貨物軽自動車1台あたり3万円} \times 5\text{台} \times 1/2) \\ \text{B市営業所で管理している車両} \\ + (\text{貨物軽自動車1台あたり3万円} \times 5\text{台} \times 1/2) \\ = 30\text{万円} \end{array}$$

4. 対象車両について

Q 1. 対象外の車両はありますか？

- A 1. 対象事業者の所有等であってもいわゆる**白ナンバー**は自動車運転代行業を除き対象となりません。また、他の事業者が所有する車両、被牽引車などの原動機を有しない車両、霊柩限定車、二・三輪車、休車扱いの車両、申請日に自動車車検証の期限が満了している車両も対象外です。
(例) 牽引車(トラクター)は○、被牽引車(トレーラー)×

Q 2. なぜ、緑色のナンバーと黒色のナンバーが対象となるのですか？

- A 2. 事業用の車両を対象としており、緑色または黒色のナンバープレートの装着が義務づけられているためです。ただし、運転代行における随伴車両は、装着が義務付けられていないため、車検証の写し及び自動車運転代行保険証の写しで確認をします。

Q 3. 建設業のトラックなどは対象ではないのか？

- A 3. 今回の支援については、許認可を受け事業を展開している事業者の営業用の車両、いわゆる緑ナンバー、黒ナンバーを対象としています。建設業のトラックが白ナンバーの場合は、自社の荷物を自社の車で運ぶ「自家用トラック」の位置づけになりますので、白ナンバーの建設業のトラックは今回の支援の対象となりません。

Q 4. リース契約している車両は対象となりますか？

- A 4. 所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社であっても、使用者・使用の本拠地等の要件を満たし、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。

Q 5. 対象が大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車(軽自動車)となっていますが、普通・小型自動車は対象ではないのですか？

- A 5. 普通・小型自動車は「道路運送車両法」の区分であり、本支援事業は「道路交通法」の区分を採用しています。車検証に記載のある乗車定員、最大積載量、車両総重量により吉野川市運送事業者支援事業の4. 支給金額の表で自動車の種類を確認してください。

Q 6. いつ時点の車両台数を計算するのですか？

- A 6. 申請日時点で保有し、かつ、申請日以降まで車検が有効な車両の台数を計算してください。

5. 提出書類について

Q 1. 許可書を紛失しました。

- A 1. 許可書の写しを紛失した場合、貨物自動車運送事業者については、運輸局にて事業証明書願いの写しの発行を申請し、自動車運転代行業については、公安委員会にて許可証の再発行を申請し代わりに提出してください。

Q 2. 貨物軽自動車運送事業のみの場合、運送事業の許可書は省略可能ですか？

- A 2. 貨物軽自動車運送業は、届出となりますので、届出書の写しを提出してください。ただし、届出書の写しを紛失した場合は、運輸局にて事業証明書願いの写しを代わりに提出してください。

Q3. 市内・市外に営業所等を有することがわかる書類とはどんな書類ですか？

A3. 原則、開業届の写しといたしますが、お持ちでない場合は営業用パンフレット、名刺、HPの写し、SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）の写しなどの活動がわかる書類を提出してください。

(問い合わせ先)

〒776-8611

吉野川市鴨島町鴨島115-1

吉野川市役所 商工観光課 商工振興係

TEL：0883-22-2226 問合せ時間8：30～17：15（土・日・祝を除く）

FAX：0883-22-2237

E-mail：shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp